

# 健全化判断比率等 算定方法

別紙

## ① 実質赤字比率

(単位:百万円、%)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}} = \frac{( - )}{219,583} = \frac{( - )}{-}$$

※( )書きは前年度決算算定値

実質赤字比率の算定に関する会計  
(一般会計等)

一般会計	(用品調達等集中管理事業、収入証紙、公債管理、給与集中管理、母子寡婦福祉資金貸付事業、中小企業近代化資金助成事業、沿岸漁業改善資金助成事業、県営林事業、林業・木材産業改善資金助成事業、農業改良資金助成事業、県立学校農業実習、育英奨学事業)
特別会計	

## ② 連結実質赤字比率

(単位:百万円、%)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}} = \frac{( - )}{219,583} = \frac{( - )}{-}$$

※( )書きは前年度決算算定値

連結実質赤字比率の算定に関する会計

一般会計等	(天神川流域下水道事業、県営境港水産施設事業、港湾整備事業)
特別会計	
公営企業会計	

## ③ 実質公債費比率

(単位: %、百万円)

区分	実質公債費比率	(1) 地方債の元利償還金	(2) 準元利償還金	(3) 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	(4) 算入公債費及び算入準公債費の額	(5) 標準財政規模
平成19年度	11.1	56,056	4,647	1,278	41,072	205,882
平成20年度	9.9	54,289	3,834	1,204	40,366	207,567
平成21年度	12.5	53,712	6,133	648	37,906	207,858
平成22年度	12.7	55,732	5,578	419	37,800	219,583
3カ年平均	(11.1) 11.7 %					

※( )書きは前年度決算算定値

$$\text{実質公債費比率} = \frac{[(1) + (2)] - [(3) + (4)]}{(5) - (4)} \text{ の3カ年平均}$$

#### ④将来負担比率

(単位:百万円、%)

区 分		平成21年度	平成22年度	増減
1	一般会計等に係る地方債の現在高	657,099	676,373	19,274
2	債務負担行為に基づく支出予定額	7,862	5,978	△ 1,884
3	一般会計等以外の会計の地方債償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	12,577	12,507	△ 70
4	管理組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	14,679	13,345	△ 1,334
5	退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	88,834	90,224	1,390
6	設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額(県の損失補償に係るもの)	6,890	6,700	△ 190
7	連結実質赤字額	0	0	0
8	組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	0	0
A	将来負担額(1~8の計)	787,943	805,126	17,183
9	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	66,563	86,676	20,113
10	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	10,560	10,600	40
11	地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	455,693	480,298	24,605
B	充当可能財源等(9~11の計)	532,816	577,575	44,759
C	標準財政規模	207,858	219,583	11,725
D	算入公債費及び算入準公債費の額	37,906	37,800	△ 106

※端数処理により、合計と内訳は一致しない部分がある。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A \text{ 将来負担額} - B \text{ 充当可能財源等}}{C \text{ 標準財政規模} - D \text{ 算入公債費等の額}} = \frac{(150.1)}{125.1} \%$$

※( )書きは前年度決算算定値

#### ○資金不足比率

(単位:百万円、%)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額} \quad ( \quad - \quad )}{\text{事業の規模} \quad \text{各会計の営業収益の額}} = \frac{( \quad - \quad )}{-}$$

※( )書きは前年度決算算定値

資金不足比率の算定を行う会計(各会計ごとに算定)

特別会計 (天神川流域下水道事業、県営境港水産施設事業、港湾整備事業)  
公営企業会計 (電気事業、工業用水道事業、埋立事業、病院事業)